

農振除外についての留意事項

1. 農用地利用計画の農用地区域からの除外（変更）要件

下記の5つの要件を全て満たすことが必要です。〔農振法第13条第2項〕

- (1) 申し出する農用地区域内の農地を農地以外に使用することが緊急的に必要であり、農用地区域外の農地・宅地・雑種地など代替すべき土地がないこと。
- (2) 農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
- (4) ため池、農道、農業用排水路などの土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 土地改良事業実施中でないこと。または工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

注：上記5要件に加えて、農地法（転用許可基準）、都市計画法（開発許可基準）など、他の法令の許可が得られることが求められます。

2. 注意事項

- (1) 農振除外後の目的・土地利用者の変更は原則認めておりませんので、十分に計画を検討してから申し出を行ってください。
- (2) 農振除外においては、周辺農地へ及ぼす影響への配慮が求められるため、事前に隣接農地の所有者・耕作者に説明をし承諾を得る等の調整を図ってください。
- (3) 農地転用許可・建築確認許可・開発協議、その他法令上必要なものについては、事前に関係機関に許可見込みの確認をしてください。（注：申出地の場所や規模等によっては、協議不要の場合もあります。）
- (4) 農用地区域から除外し農地転用しようとする面積が20,000㎡を超えるものについては農地転用の事前協議が必要となりますので、事前に農業委員会事務局へ相談し、許可見込みが出てから申出書を提出してください。
- (5) 手続きには概ね6ヶ月程度の期間を要します。（異議申立があった場合や協議の進行状況によっては更に日数を要する可能性があります。）
- (6) 申出書の提出後に、現地確認等のために市担当職員等が申出地や既存施設付近に立ち入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 除外決定後は、速やかに農地転用許可申請等の必要な手続きを行ってください。
- (8) 除外後数年にわたり転用が行われない土地については、利用目的に必然性がなかったものと判断し、農用地区域へ編入いたします。また、それ以前の除外地で転用を行っていない土地についても、順次、農用地区域へ編入を行っていきます。